

認知症病棟

入院のご案内



認知症という病気を知ることによって
大切な家族との輪ができるようになります
日常生活の介護方法やケアの方法をみんなの手で



医療法人 恒仁会 近江温泉病院

話してください。話を聞くだけが支援ではありません。
でも、話を聞かなければ何も始まりません。
意見交換し、迷ったり、ぶつかったりしながら一緒に
今を乗り切る方法を考えていきませんか？

目次

1	認知症病棟のご紹介・・・・・・・・・・・・・・・・	4 ページ
	★写真で見学！認知症病棟・・・・・・・・	6
2	入院までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3	入院手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	入院に関する費用・・・・・・・・・・・・・・・・	10
5	入院費のお支払い方法・・・・・・・・	12
6	保険証等の確認・・・・・・・・	14
7	外出・外泊・・・・・・・・	14
8	入院中の他の医療機関への受診について	14
9	食事の提供・・・・・・・・	14
10	面会・・・・・・・・	15
11	通信・・・・・・・・	15
12	主治医の面談・・・・・・・・	15
13	医療福祉相談・・・・・・・・	15
14	入院中の過ごし方・・・・・・・・	16
15	退院・・・・・・・・	16
16	お願い・・・・・・・・	16
17	個人情報の利用目的・・・・・・・・	17
18	入院形態・・・・・・・・	18
19	選挙の不在者投票について	18
20	その他・・・・・・・・	18

近江温泉病院のご紹介

人にやさしい病院をめざして

私たちは「人にやさしい病院」を目指し、高齢社会の新しい安心づくりに一丸となって邁進してきました。

医療療養病床（療養病床）では、急性期治療を終えた患者さんに対し、継続的な医学管理を提供しております。また、回復期リハビリテーション病棟では、在宅での生活を目指したリハビリテーションを行っております。さらに、認知症治療病棟では、地域で穏やかに暮らすことができるように、認知症の診断と治療を行っております。

また、2020年4月より併設された介護医療院では継続的な医学管理や介護を提供しています。

長年培ってきた技術と経験を生かし、今後も、患者さんに寄り添いながら、より良い医療や介護を提供してまいります。

● 病院概要

敷地面積 : 5867.22㎡

建築延面積 : 11147.9㎡

構造 : 鉄筋コンクリート造
地上11階建

病床数 : 232床

療養病床 176床

精神病床 56床

施設 : 介護医療院 120床

● 診療・外来科目

内科

リハビリテーション科

皮膚科

精神科

歯科



★認知症病棟とは・・・

認知症による著しい症状のため、日常生活を送ることが困難な方に対し、短期集中的な治療と生活機能回復訓練プログラム（次項参照）を実施し、精神症状の安定と生活能力の回復を図ることを目的とした病棟です。

★入院の対象者

1. 認知症の周辺症状により、入院治療または専門的ケアの必要な方
2. 在宅での生活を継続するために、短期的な入院治療を希望する方
3. 入院中および退院後の相談について、家族の協力が得られる方

行動・心理 症状とは…

認知症より出現する次のような行動や精神症状のことを言います。

●妄想

「物をとられた」「浮気をしている」などの訂正不能な誤った考えにとられる。

●異食

紙、植物、ゴミなど、食べ物以外のものを口に入れようとする。

●幻覚

実際にはないものが見える、聞こえるはずのない声が聞こえると訴える。

●収集癖

トイレットペーパーや布切れ、使い捨ての容器や空き瓶などを集め、並べておいたりしまい込んだりすることがある。

●性的逸脱行為

介護者をさわろうとしたり、性的な言葉を口にしたりすることがある。

●夜間せん妄

夜中に急に騒ぎ出したりする。

●介護への抵抗

入浴や着替えを嫌がったり、介護の声かけや誘導に抵抗する。

●徘徊

帰り道がわからなくなったり、家の中や屋外をさまよい歩く。

●攻撃的な言動

言動を注意したり促そうとすると、声を荒げたり、手をあげるなどの行動が見られる。

●不潔行為

おむつの中の便を手で取り出したり、汚れた手を壁で拭いたり、トイレで排泄して便器を手でかきまぜたりする。

●抑うつ

部屋に閉じこもったり、気分が落ち込んでやる気がでない。



*行動・心理症状は、上記以外にもいろいろな症状があります。また、症状にはかなりの個人差があり、全ての認知症の方にこのような症状が見られるわけではありません。

★病棟の1日の流れ

6:30	起床 洗面・更衣
8:00～	朝食 食堂で全員一緒に食事をいただきます。
9:30～	生活機能回復訓練(創作活動やレクリエーションを行います)
11:30～	昼食の準備
12:00～	昼食 食堂で全員一緒に食事をいただきます。
13:00～	休憩時間(昼食の後ゆっくりと過ごします)
14:00～	生活機能回復訓練(創作活動やレクリエーションを行います)
15:00～	お茶やおやつを食ベリラックスします。
16:30～	自由時間
17:30～	夕食準備
18:00～	夕食 食堂で全員一緒に食事をいただきます。
21:00～	消灯・就寝



56床										4床	デイ ルーム	3床	倉庫			
4床	4床	4床	2床	2床	2床	2床	2床	2床	ナースステーション	休憩室	洗濯場	トイレ	トイレ	トイレ	リネン	浴室
4床	4床	階段	配膳室	トイレ	1床	生活機能回復訓練室			ホール	E V	階段	4床	4床	4床	4床	

★生活機能回復訓練のプログラム例として

- 創作活動・園芸等・・・創作活動や園芸を実施することで達成感や満足感を得ていただき自己の存在を確認する機会となります。(手指の運動は脳内を活発にし、認知症の改善や進行の防止に効果があると言われています)
- レクリエーション・・・合唱やゲームなどを行い日中の活動性を高めることで、夜間不眠の改善や昼夜逆転を防止します。また、心肺機能・免疫力の向上や関節可動域の維持を図る手段として活用しています。



病棟で育てているトマトです♪♪

写真で見学！！

認知症病棟(7F)

10F	展望	浴室	
9F	医療	病棟	1号室～25号室
8F	介護	病棟	1号室～20号室
7F	医療	病棟	1号室～18号室
6F	介護	病棟	1号室～16号室
5F	医療	病棟	1号室～16号室
4F	医療	病棟	1号室～16号室

院内の案内版



食事や生活機能回復訓練を行っています



くつろぎコーナー



病室



畳部屋 (4人部屋)



＜病棟浴室＞ 岩風呂、機械浴、個浴があります



普通食



普通食（一口大）



普通食（お花見弁当）

2 入院までの流れ

問 い 合 わ せ

まずは、生活支援センターまでご連絡下さい。

書 類 提 出

かかりつけ医の診療情報提供書を当院リハビリ科までご提出下さい。

- 様式の指定はございません。
- 診断名・発症日・治療経過・投薬内容等が必要です。
- 複数の診療科に通院している場合は、各科ごとの診療情報提供書をご依頼することがあります。
- かかりつけ医がない場合は、ご相談ください。
- 書類は郵送OKです。

*かかりつけ医がない場合は、外来受診をお願いしております。

外 来 受 診 日 の 調 整

当院の「認知症外来」に受診して頂きます。

予約制のため、日時は当院からご連絡いたします。

外 来 受 診
(ご来院下さい)

予約時間に、受付窓口までお越し下さい。

- 健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・お薬手帳等をご持参下さい。

入 院 相 談
(ご来院下さい)

入院相談のため、ご家族の方にご来院頂きます。

- 病棟のご案内、入院手続等についてご説明いたします。
- 相談日は、ご家族の方と相談のうえ、日程を決定します。
- 健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、お薬手帳等をご持参下さい。

入 院 待 機

入院のご案内ができるまでの間、ご自宅等で、お待ち頂きます。

ベッドの調整が出来次第、ご連絡いたします。

入 院 日 決 定

入院日時は、当院よりご連絡いたします。

- 入院は、月曜日～金曜日です。
- 入院に必要な手続きや準備物品、入院中の生活については入院相談日にご説明いたします。

3 入院手続き

(1) 入院当日

- ご連絡いたしました日時に受付（玄関を入れて左側）にお越し下さい。
- ご来院の際は必ず、ご家族（扶養義務者・同意者）のお付き添いをお願いいたします。
- 入院当日は次のような流れになります。（約2時間半～3時間ほどかかります。）
 - ①看護師が付き添いし、入院時検査を受けて頂きます。
 - ②検査の間、ご家族へは、入院手続きをお願いいたします。
 - ③精神保健指定医より入院の説明を行います。
 - ④検査終了後、主治医の診察を受け、病棟へ移動いたします。
 - ⑤病室へご案内した後、看護師が入院に際して必要な事項をご説明いたします。



(2) 入院当日は、以下の書類等をお持ち下さい。

◆入院書類（あらかじめご記入・ご捺印のうえ、お持ち下さい）	
	入院誓約書
	家族連絡表
	日常生活品等申込書
	申込書（近江プラネット）
	委託依頼書(兼)同意書（近江プラネット）
	基準寝具貸与票
	個人情報取り扱い同意書
	医療保護入院同意書
◆ご家族にご用意いただくもの	
	お薬（在宅から来られる方）
	ハンコ（上記書類に使用したもの）
	健康保険被保険者証（公費負担医療受給者証、障害者手帳、減額認定証、 介護保険被保険者証等をお持ちの方は一緒にお持ち下さい）
	マイナンバーカード等（お持ちの方）
◆病院や施設から転院される場合	
	診療情報提供書 ・ 看護サマリー ・ 退院証明書
	お薬

*持ち物には全てお名前をご記入下さい。

*履物（履きやすく滑りにくいもの）や上着を必要に応じてご用意下さい。

*患者さんの思い出の品（写真やぬいぐるみ等）は、症状の安定を図るために有効ですので、ご遠慮なくお持ち下さい。但し、鋭利な物や危険物の持込みはお断りしております。

また病棟で危険と判断した物は、一時的にお預かりすることがあります。

*お小遣いや貴重品に関してましては、病棟スタッフまでお声掛けください。

4 入院に関する費用

(1) 医療費一部負担額

■75歳以上の方（後期高齢者/65歳以上の寝たきり等の患者を含む）

区分	負担割合	自己負担上限額（月額）
現役並み所得者Ⅲ 標準報酬月額83万円以上/課税所得690万円以上	3 割	252,600円+（医療費総額-842,000円）×1% （年4回目以降 140,100円）
現役並み所得者Ⅱ 標準報酬月額53万~79万円/課税所得380万円以上		167,400円+（医療費総額-558,000円）×1% （年4回目以降 93,000円）
現役並み所得者Ⅰ 標準報酬月額28万~50万円/課税所得145万円以上		80,100円+（医療費総額-267,000円）×1% （年4回目以降 44,400円）
一般 標準報酬月額26万円以下/課税所得145万円未満等	2 割 ^{※1}	57,600円 （年4回目以降 44,400円）
低所得者Ⅱ 住民税非課税	1 割	24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税/所得が一定以下		15,000円

※1 一定以上の所得がある者

（①課税所得28万円以上で、かつ②「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯で200万以上・複数世帯で320万円以上）

■70歳以上75歳未満の方（高齢受給者）

区分	負担割合	自己負担上限額（月額）
現役並み所得者Ⅲ 標準報酬月額83万円以上/課税所得690万円以上	3 割	252,600円+（医療費総額-842,000円）×1% （年4回目以降 140,100円）
現役並み所得者Ⅱ 標準報酬月額53万~79万円/課税所得380万円以上		167,400円+（医療費総額-558,000円）×1% （年4回目以降 93,000円）
現役並み所得者Ⅰ 標準報酬月額28万~50万円/課税所得145万円以上		80,100円+（医療費総額-267,000円）×1% （年4回目以降 44,400円）
一般 標準報酬月額26万円以下/課税所得145万円未満等	2 割	57,600円 （年4回目以降 44,400円）
低所得者Ⅱ 住民税非課税		24,600円
低所得者Ⅰ 住民税非課税/所得が一定以下		15,000円

■70歳未満の方

区分	負担割合	自己負担上限額（月額）
ア 健保：標準報酬月額83円万以上 国保：年間所得901万円越	3 割	252,600円+（医療費総額-842,000円）×1% （年4回目以降 140,100円）
イ 健保：同標準報酬月額53万~79万円 国保：年間所得600万~901万円	3 割	167,400円+（医療費総額-558,000円）×1% （年4回目以降 93,000円）
ウ 健保：標準報酬月額28万~50万 国保：年間所得210万~600万	3 割	80,100円+（医療費総額-267,000円）×1% （年4回目以降 44,400円）
エ 健保：報酬月額26万円以下 国保：年間所得210万円以下	3 割	57,600円 （年4回目以降 44,400円）
オ 住民税非課税 ^{※2}	3 割	35,400円 （年4回目以降 24,600円）

※2 「区分ア」または「区分イ」に該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、標準報酬月額での「区分ア」または「区分イ」の該当となります。

◎自己負担上限額について

・高額療養費制度

ひと月あたりの医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が払い戻されます。

同じ月に2つの病院に入院した場合でも、自己負担限度額を超えた場合、2つの病院の領収書（同月分）をお持ちの上、申請すれば払い戻しが受けられます。

・限度額適用・標準負担額減額認定証

交付を受け医療機関窓口に表示することにより、窓口で支払う医療費が自己負担上限額までとなります。（高額療養費支給申請をする必要がなくなります。）

交付を受けるには、健康保険被保険者証と印鑑をお持ちのうえ、保険者窓口への申請が必要です。

(2) 食事療養費

70歳以上	70歳未満	負担額 1食あたり（31日計算）	
現役並み所得者	上位所得者	510円	(47,430円)
一般	一般		
低所得者Ⅱ	低所得者	240円	(22,320円) 【入院90日以内】
		190円 ^{※3}	(17,670円) 【入院90日超】
低所得者Ⅰ		110円	(10,230円)

※3 低所得者で入院90日を超えた方は保険者へ長期入院該当の申請をした場合に負担額が減額されます。

(3) 保険外諸費用

◆差額ベッド代 4人部屋・2人部屋 同一料金になります。
550円/日 (17,050円/31日計算)

◆娯楽教養費 レクリエーション活動に係る消耗材料費等
110円/日 (3,410円/31日計算)

◆入院生活支援事務代行料 小遣い金の出納管理および日用物品管理にかかる費用
165円/日 (5,115円/31日計算)

◆日常生活に必要な諸用品費用（おむつ代、レンタル代など）
個別に費用が異なるため、詳細は入院相談へお越しの際にご説明します。

5 入院費のお支払い方法

(1) 入院費の請求手続きについて

①入院費の締め日

- ・入院費は毎月1日～末日×となっております。

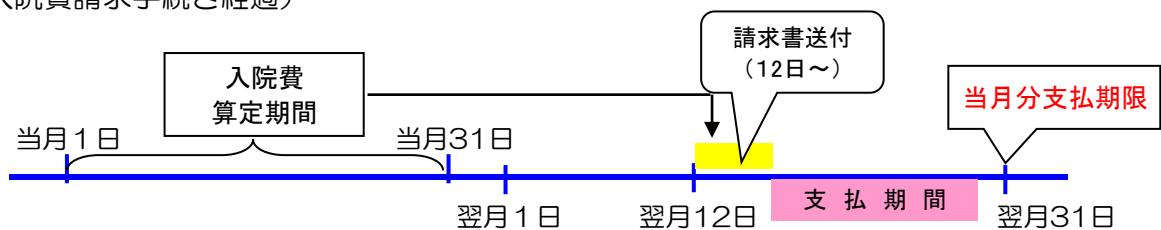
②請求書の送付

- ・請求書は、「請求書送付先確認書」にご記載頂いた住所に送付します。
- ・請求書の送付は、入院費×日の翌月（毎月12日過ぎ）となっております。

③支払期限

- ・**入院費の支払期限は、請求書送付月の月末**となっております。

(入院費請求手続き経過)



(2) お支払い方法について

①口座引き落としによるお支払い（自動振替）

- ・ご本人、ご家族の口座から直接、請求金額を引き落としする方法です。
- ・当院で用意している引き落とし対応金融機関は以下の5行となっております。
- ・領収書は翌月の請求書に同封いたします。

金融機関名	注2) 自動振替日
ゆうちょ銀行	毎月 17日
注1) 農協	毎月 17日
湖東信用金庫	毎月 17日
関西みらい銀行	毎月 17日
りそな銀行	毎月 17日

注1) 県内の農協（JA）口座のみの対応となります。

注2) 引落日(17日)が金融機関の休日の場合は、翌営業日となります。

◇手続には、各金融機関の「利用申込書」にご記入が必要です。申込書は当院に常備しておりますので、受付窓口または相談員までお申し付け下さい。

(所定欄へのご記入が完了しましたら、当院窓口までご提出下さい)

◇お引落手続きには、時間を要しますので、手続終了後、最初に請求いたします入院費については、窓口払いまたはお振込みにてご対応をお願いする場合がございます。

②振込み

- ・請求書受取後、月末迄に最寄りの金融機関からお振り込みいただく方法です。

＜お振込み先＞

関西みらい銀行	湖東支店	当座	5965
名義	イリョウハウジン	コウジンカイ	
	医療法人恒仁会		

注) 必ず患者さん名でお振込み下さい。

③窓口（現金でのお支払い）

- ・原則、窓口での入院費のお支払いはできません。
但し、特別な事情がある場合はご相談ください。

(3) 入院費等について、分からないことがありましたら、受付窓口へお申し出下さい。

(4) 領収書は再発行できません。医療費の税控除等に必要ですので大切に保管して下さい。



6 保険証等の確認

- (1) 月に一度、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、マイナンバーカード等の確認が必要となります。受付窓口へご提示下さい。
- (2) 保険証等が変更になった場合は、速やかにお申し出下さい。
注) 保険証等の変更・資格喪失・有効期間満了等は、入院会計に関わる重要なことです。保険証等が変更されたにもかかわらず窓口提示がない場合は、自費扱い(10割負担)になることがあります。保険証等が変わった場合は速やかにご提示下さい。
- (3) その他、高齢受給者証、福祉医療券、障害者手帳、特定医療費受給者証などをお持ちの方は、併せてご提示をお願いします。



7 外出・外泊

- (1) 精神保健福祉法による任意入院の患者さんの外出は、治療計画に支障のない範囲でご本人の申し出によりできますが、患者さんの病状によってはやむを得ず制限される場合があります。外出・外泊を希望される方は、医師またはナースステーションに申し出て頂き、必ず書類をご提出下さい。
- (2) 2階ロビーで過ごす時など、病棟を離れる時はナースステーションにお声かけ下さい。

8 入院中の他の医療機関への受診について

- (1) 入院中に他の医療機関で受診される場合は、主治医が必要であると判断した場合のみ許可します。必ず主治医または看護師にお申し出下さい。
外泊や外出を利用して、無断で受診することがないようにして下さい。
- (2) 定期受診等が必要な場合は、原則、ご家族による対応をお願いします。
- (3) 病状の急変等で、主治医が、緊急に他院への転院・受診が必要だと判断した場合は、当院のスタッフが同行します。その際は、ご家族の付き添いが必要です。

9 食事の提供

- (1) 病状に応じた食事形態で、必要に応じた治療食をご提供いたします。
食事時間は、朝食8時、昼食12時、夕食18時です。
- (2) ご質問等があれば、主治医・病棟看護師・栄養士にお申し出下さい。



10 面会

- (1) 面会時間は9:00～20:00です。(時間外の面会も受付けております)
- (2) 面会の方は、エレベーターホールにある面会簿に、必ずお名前をご記入下さい。
- (3) 患者さんに食べ物等を差し上げる時は、ナースステーションに申し出て、必ず許可を受けて下さい。治療の妨げになることがありますので、他の患者さんには差し上げないで下さい。
- (4) 病状等により面会をご遠慮いただく場合があります。ご了承下さい。

11 通信

- (1) 患者さんが出される手紙や電話、患者さんへの手紙や電話は、精神保健福祉法の定めにより、自由に行えます。
- (2) 患者さんに届いたお手紙やお荷物に、異物が同封されていると判断される時は、病棟看護師立ち会いの下で、患者さんに開封していただく場合があります。

12 主治医への面談

- (1) 患者様の治療や病状について詳しくは主治医にお尋ねください。
- (2) 入院後、当該患者さんの病状、治療計画、検査内容等を示した入院治療計画を主治医から説明します。
- (3) 主治医への面談については、ナースステーションにお申し出下さい。

13 医療福祉相談

入院生活やご家庭での療養で、お困りのこと、入院費の支払いのこと等の経済的な問題、退院後の生活や就労、介護等についての心配ごと、悩みごとなどについての相談は、ソーシャルワーカーにお申し出ください。



14 入院中の過ごし方

- (1) 入院当日に、担当看護師が細かな説明を行います。
- (2) 入院中の患者さんの療養生活は、治療に支障を来たさない限り、患者さんのご希望に沿えるようにしていますが、精神保健福祉法に従い、治療の為に必要最小限の療養生活の制限をさせていただくことがありますので、ご了承ください。
- (3) 入院中の生活、行動の制限、待遇の改善および退院希望のお申し出については、主治医や病棟看護師、ソーシャルワーカーへご相談ください。
- (4) 入院中は、病院の規則を守り、医師、病棟看護師などの指示に従ってください。
- (5) 病院に設置してある備品、物品は大切にしてください。万が一、破損された場合は、実費弁償とさせていただく事があります。
- (6) **病院建物敷地内は全て禁煙です。**入院中の喫煙はご遠慮下さい。
- (7) 公衆電話を病棟内に常設しております。ご利用下さい。
- (8) 病院の規則や注意事項が守られない時は、病状にかかわらず退院して頂く事があります。

15 退院

- (1) 治療が終わり次第、退院となります。
- (2) 退院後の生活については、入院中よりご相談をしながら、準備を行っていきます。
- (3) 入院費用の退院時精算は行っておりません。大変恐れ入りますが、請求書がお手元に届き次第、お支払い願います。

16 お願い

- (1) 病状等により、急に病室を移動して頂く場合があります。ご了承下さい。
- (2) 水分摂取の際、誤嚥の可能性が高い患者さんには、とろみ剤を使用し、安全に水分補給を行っております。食事(献立)以外に使用するとろみ剤は、自己負担となります。
- (3) **ご家族がご連絡先を変更された場合は、必ず、お知らせ下さい。**
- (4) 職員への御礼・贈り物等は一切お受けすることができません。



17 個人情報の利用目的

当院は患者さんの個人情報保護に取り組んでいます

当院は、個人情報を下記の目的に利用し、その取り扱いには細心の注意を払っています。

当院における個人情報の利用目的

1. 院内での利用

1. 患者さんに提供する医療サービス
2. 医療保険事務・介護保険事務
3. 入退院等の病棟管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該患者さんへの医療サービスの向上
7. 院内医療実習への協力
8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
9. その他、患者さんに係る管理運営業務

2. 院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 患者さんの診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族等への病状説明
6. 審査支払機関へのレセプトの提供
7. 審査支払機関または保険者からの照会への回答
8. 事業者等から委託を受けた健康診断に係る事業者等へのその結果通知
9. 医師賠償責任保険等に係る医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
10. その他、患者さんへの医療保険事務に関する利用

3. その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供
3. 一定の法律行為に基づいての司法機関、行政機関・団体への情報提供

- 1 上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。
- 2 お申し出がないものについては、同意して頂いたものとして取り扱わせていただきます。
- 3 これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更等を行うことができます。

医療法人 恒仁会
近江温泉病院

18 入院形態

(1) 入院形態

認知症病棟は精神科病棟として運営しております。精神科の入院形態は、以下となります。

任意入院

患者さん本人の同意に基づいて行われる入院です。自分の意思で入院し、自分の意思で退院できます。また、病院は任意入院患者の行動を制限する事はできません。（但し任意入院患者であっても病状によっては、72時間以内に限り退院を制限される場合があります。）

医療保護入院

患者さん本人に入院の意思が確認できない場合でも、精神保健指定医が入院治療が必要だと判断し、かつ家族等が同意する場合には、治療のために行われる入院です。医療保護入院で入院した方は、精神保健指定医が入院を続ける必要がないと判断した時、あるいは家族等が退院を求めたときに退院となります。

19 選挙の不在者投票について

当院は不在者投票制度の指定施設です。

入院中に選挙が行われる時は、患者さん本人の意思によって不在者投票ができます。

不在者投票開始日の1～2週間前から選挙の詳細を病棟に掲示しますので、投票を希望される患者さんは、病棟クランクまでお申し出ください。

20 その他

(1) 入院中の処遇についての、苦情やご相談は病棟スタッフやソーシャルワーカーまでお申し出下さい。また、各病棟のエレベーター横、2階ロビーに「ご意見箱」を設置しておりますので、ご利用下さい。

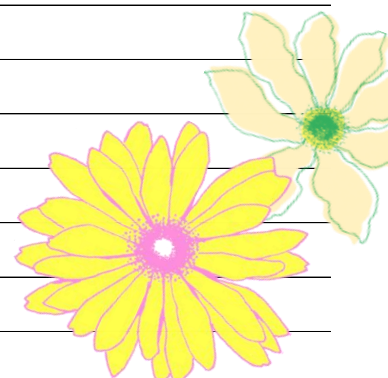
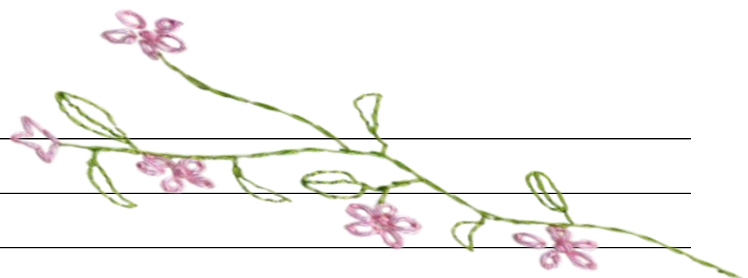


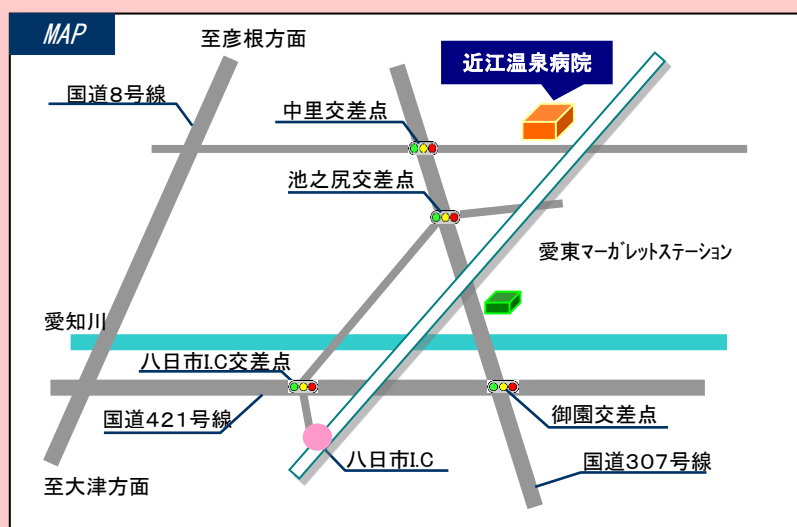
(2) 入院中の処遇についての公的な相談窓口は以下の通りです。

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ◇滋賀県健康医療福祉部障害福祉課精神保健福祉担当 | TEL 077-528-3548 |
| ◇滋賀県大津地方法務局人権擁護課 | TEL 077-522-4673 |
| ◇滋賀県立精神保健福祉センター | TEL 077-567-5010 |

入院病棟は7病棟（精神科）です。
担当のソーシャルワーカーは _____ です。
ご不明なことがございましたら、お気軽にご相談下さい。

• NOTE •





◆Access

JR琵琶湖線ご利用の場合

JR能登川駅下車

○近江バス市ヶ原行き→読合堂下車→徒歩5分

○近江温泉病院 送迎バス

能登川駅発	乗車場所	能登川駅東側ロータリー				
	出発時刻	8:10	10:45	12:45	15:45	
近江温泉病院発	乗車場所	近江温泉病院正面玄関前				
	出発時刻	10:00	12:00	15:00	17:25	

※病院休診日(土日祝・年末年始)については、時刻表の___の便(朝・夕)を運休します。

近江鉄道ご利用の場合

近江鉄道愛知川駅→近江バス市ヶ原行き→読合堂下車→徒歩5分

自動車をご利用の場合

- ・名神高速彦根ICもしくは湖東三山スマートIC (ETCのみ) →国道307号線(水口方面) →中里(交差点)左折
- ・名神高速八日市IC →国道307号線(彦根方面) →中里(交差点)右折

医療法人 恒仁会 近江温泉病院

〒527-0145 滋賀県東近江市北坂町966

TEL: 0749-46-1125

FAX: 0749-46-0265

URL: <https://www.oumi-hp.or.jp>

E-mail: socialworker@oumi-hp.or.jp